◎佐賀県条例第31号

佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和28年佐賀県条例第59号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(目的) 第1条 この条例は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第57条に規定する単純な労務に雇傭される者及び地方公営企業等の

労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規 定する職員を除く。)の退職手当に関する事項を定めることを目的 とする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のう ち常時勤務に服することを要するもの(退職手当に関し別に条例で 特別の定めがある者及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の 5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用さ れた者並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律 第110号) 第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の 特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第2号)第4条の規定によ り任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」という。)が 退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族) に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号 に掲げる者及び同法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定 により採用された者に対しては、退職手当を支給しない。

改正後

(目的)

第1条 この条例は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第57条に規定する単純な労務に雇用される者及び地方公営企業等の 労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規 定する職員を除く。)の退職手当に関する事項を定めることを目的 とする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のう ち常時勤務に服することを要するもの(退職手当に関し別に条例で 特別の定めがある者並びに地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第18条第1項及び一般職の任期付職員の 採用及び給与の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第2号)第 4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」 という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、 その遺族)に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号 に掲げる者及び同法第22条の4第1項の規定により採用された者に 対しては、退職手当を支給しない。

(一般の退職手当)

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から<u>第5条の</u>3まで<u>及び</u>第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) · (2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、佐賀県職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から<u>第5条の3の2</u>まで、第6条から第6条の3まで<u>及び附則第22項から第26項まで</u>の規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

改正後

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者<u>(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2並びに附則第15項及び第24項において「特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く。)</u>の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) · (2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職 した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、 佐賀県職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の前 年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上

であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

改正後

であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定) 第5条の3の2 第5条の2 (前条において読み替えて適用する場合 を含む。)の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者 について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給 料月額 | とあるのは「俸給月額 | と、同条中「退職した者(警察法 (昭和29年法律第162号) 第56条の4第1項の規定による任命(第 5条の3の2並びに附則第15項及び第24項において「特定任命」と いう。)により職員となった後に退職した者を除く。)」とあるのは 「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の 規定による任命をいう。)により職員となった後に退職した者 | と、 「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場 合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給 料月額が減額されることをいう。」とあるのは「俸給月額の減額改 定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に 規定されている俸給月額の減額改定をいう。」と、「給料月額が減額 されたことがある場合 | とあるのは「俸給月額が減額されたことが ある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よ りも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「給 料月額のうち | とあるのは「俸給月額のうち | と、同条並びに前条 の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの

改正前	改正後
-----	-----

- 第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本 額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該 各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各 号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
 - (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
 - (2) 略
- 第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
略		
第6条の 2	第5条の2第1 項 <u>の</u>	第5条の3の規定により読み替え て適用する第5条の2第1項 <u>の</u>
	略	
	同項の	<u>同条</u> の規定により読み替えて適用 する同項の
第6条の	特定減額前給料	特定減額前給料月額及び特定減額

<u>項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と</u> 読み替えるものとする。

- 第6条の2 第5条の2第1項<u>(第5条の3の2において読み替えて</u> 準用する場合を含む。以下この条において同じ。<u>)</u>の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ<u>(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。</u>」に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
 - (1) 60以上 特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み 替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額 (同条の規 定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月 額をいう。)。次号において同じ。) に60を乗じて得た額
 - (2) 略
- 第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

131 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C		
読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
略		
第6条の 2	第5条の2第1 項 <u>(</u>	第5条の3の規定により読み替え て適用する第5条の2第1項 <u>(</u>
	略	
	同項の	第5条の3の規定により読み替え て適用する同項の
第6条の	特定減額前給料	特定減額前給料月額 (第5条の3の

改正前		
2第1号	月額	前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
略		

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎 在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下 同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属す る月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅 供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方 道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律 第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又 は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施 行令 という。)第6条に規定する法人その他知事が定める法人(退

改正後

2第1号 月額 (第5条の 3の2において ては、特定減額 前俸給月額(同 条の規定により 読み替えられた 第5条の2に規 定する特定減額 いて同じ。)

2において読み替えて準用する場 合にあっては、特定減額前俸給月 読み替えて準用 額 (同条の規定により読み替えら する場合にあっ れた第5条の2に規定する特定減 額前俸給月額をいう。)。以下この 号及び次号において同じ。)及び 特定減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者に係 る定年と退職の日以後の最初の3 月31日におけるその者の年齢との 前俸給月額をい 差に相当する年数1年につき100 う。)。次号にお 分の2を乗じて得た額の合計額

略

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎 在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下 同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属す る月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅 供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方 道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律 第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又 は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施 行令 | という。)第6条に規定する法人その他知事が定める法人(退

職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職 員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き 続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合における その者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用 される者としての在職期間はなかったものとすることと定めている ものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させる ための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他 これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期 間又は大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) 第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。)をした期間のあ る月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以 下「休職月等」という。)のうち別に知事が定めるものを除く。)ご とに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に 応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちそ の額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第 60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合に は、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

 $(1)\sim(8)$ 略

2~5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職 員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き 続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合における その者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用 される者としての在職期間はなかったものとすることと定めている ものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させる ための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他 これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期 間又は大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) 第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。)をした期間のあ る月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第 7条第4項において「休職月等」という。)のうち別に知事が定め るものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に 掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第 5項において「調整月額 | という。)のうちその額が最も多いもの から順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月 額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月 額)を合計した額とする。

(1)~(8) 略

2~5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2<u>(第5条の3の2において読み替えで準用する場合を含む。)</u>及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(3) 略

(1)~(3) 略

2 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 · 3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他別に知事が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に知事が定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

2 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 · 3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に 達したことその他別に知事が定める理由によるものである職員が当 該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合にお いて、別に知事が定めるところにより、知事にその旨を申し出たと きは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に 定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間 (1年を限度とする。) に相当する期間を合算した期間(当該求職 の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをし たときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求 職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期 間) | と、「当該期間内 | とあるのは「当該合算した期間内 | と、前 項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1 項に規定する支給期間 | とし、当該退職の日後に事業(その実施期 間が30日未満のものその他別に知事が定めるものを除く。)を開始 した職員その他これに準ずるものとして別に知事が定める職員が、 別に知事が定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、 当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこ の項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合 における当該超える日数を除く。) は、第1項及びこの項の規定に よる期間に算入しない。

改正後

5~10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第

5~10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第

1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる 者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号 に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習 得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動 支援費の支給の条件に従い支給する。

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条第8項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 略

12~17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する別に知事が定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - (1) 略
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務

改正後

1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる 者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号 に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習 得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動 支援費の支給の条件に従い支給する。

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条第9項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 略

12~17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する別に知事が定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - (1) 略
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務

員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員</u> に対する免職処分|という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2~6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する別に知事が定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
 - (1) 略
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に 対する免職処分の対象となる職員を除く。) について、当該一般 の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在

改正後

員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任</u> 用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用</u> 短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。) について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2~6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する別に知事が定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
 - (1) 略
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再</u>任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用</u> 短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)に ついて、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員とし

職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2~6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対 し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、 当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において 「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第 15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡 した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、 当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続 人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該 退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当 等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲 戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理 由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通 知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対 し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎と なる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受ける べき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手 当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に あっては、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当する 額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項 又は前条第3項において準用する佐賀県行政手続条例第15条第1項 の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第 1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第

改正後

ての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為を したと認めたとき。

2~6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対 し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、 当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において 「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第 15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡 した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、 当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続 人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一 般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在 職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足 りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機 関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当 該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の 算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該 一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者で あった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相 当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項 又は前条第3項において準用する佐賀県行政手続条例第15条第1項 の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第 1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第

5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る

- 5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る

退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6~8 略

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年8月1日以後の退職に因る退職手当について適用する。
- 2 略
- 3 昭和28年7月31日以前の退職に因る退職手当の支給については、 なお従前の例による。
- 4 昭和28年7月31日に現に在職する職員(附則第19項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの(以下「未復員者」という。)に該当する者を除く。)の同年

改正後

退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6~8 略

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年8月1日以後の退職による退職手当について適用する。
- 2 B

改正前	改正後

7月31日以前における勤続期間の計算については、附則第7項から第10項までの規定によるほか、第7条第5項中段を除く。)、第7条の2、第7条の3並びに佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年佐賀県条例第29号。以下「条例第29号」という。)附則第9項及び附則第15項の規定の例による。

- 5 昭和28年7月31日に現に在職する職員が、同日後第4条第1項及び第5条第1項に規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき旧佐賀県職員退職手当支給条例(昭和24年佐賀県条例第51号)第2条若しくは第3条の規定を適用して計算した退職手当の額が、第3条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。
- 6 前項の場合における職員の勤続期間は、昭和28年7月31日以前に おける勤続期間については、附則第4項又は同項により、同年8月 1日以後における勤続期間については、第7条の規定による。
- 7 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。
 - (1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧 奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と 特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社 法(昭和59年法律第69号) 附則第12条第1項の規定による解散前 の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改

改正後

華法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行っていたもので施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

- (2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて旧国民医療法(昭和17年法律第70号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となったものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間
- (3) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。)に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間
- (4) 先に職員として在職した者であってア又はイに該当するもの

改正前	改正後
のア又はイに掲げる期間	
ア 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国にあった特	
殊機関の職員で施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣	
の指定するもの(以下「外国特殊機関職員」という。)となる	
ため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後	
<u>に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員とし</u>	
ての引き続いた在職期間の3分の2の期間	
イ 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府の職員	
となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあった特	
殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員とな	
り、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続	
いて再び職員となった者の当該外国政府の職員及び当該外国特	
殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間 の	
8 昭和28年7月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一	
に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在	
職期間に引き続いたものとみなす。	
(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧	
しょうを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌翌日以後において	
他に就職することなくその承認又は勧しょうを受けた他の任命権	
者に属する職員となったもの	
(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧	
しょうを受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生(以下「在	
外研究員等」という。)となるため退職し、かつ、その研究又は	
留学を終えた後に引き続いて再び職員となったもの	
9 昭和28年7月31日に現に在職する職員のうち、昭和20年8月15日	
に次の各号の一に掲げる者であったものが当該各号に掲げる日から	

改正前	改正後
公 亚的	50年10年10日

昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

- (1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和21年勅令第287号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日
- (2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和 20年8月16日
- (3) 救護員で戦地勤務に服したことのある者又は軍人軍属 その 身分を失った日
- 10 先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、 退官、退職等に関する勅令(昭和21年勅令第109号)第1条若しく は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第 1号)第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる 措置で施行令附則第6項の規定に基く総務省令で定めるものにより その者の意思によらないで退職させられたもの(先に職員として在 職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職に つくことを禁ぜられた目前においてその者の意思によらないで退職 した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた 日(その禁ぜられた目前に再び職員となった者については、その再 び職員となった日)の前日までの間に他に就職しなかったものを含 む。)が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれら の措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかっ た職員となった場合にあっては、当該退職の日)から昭和28年7月 31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として 在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたもの とみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過

した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から 再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがある ときは、この限りでない。

- 11 職員が退職に因り条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(昭和21年6月30日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。)に相当する月額)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。
- 12 昭和28年7月31日に現に在職する職員であって、国又は他の地方公共団体の職員(もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。)から引き続いて職員となったもの及び昭和28年7月31日現に在職する国又は他の地方公共団体の職員であって、同年8月1日以後引き続いて職員となったものの同年7月31日以前における国又は他の地方公共団体の職員としての勤続期間の計算については附則第7項から第10項まで規定を準用するほか第7条第5項及び第6項、第7条の3並びに条例第29号附則第9項及び附則第15項の規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(条例第29号による改正前の第7条の4第1項の退職、附則第17項の特殊退職及び附則第18項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。
- 13 前項の場合において、先に職員として在職した者であって昭和28 年7月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する

改正後

給与の支給を受けることなく引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となったものについては、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで国又は他の地方公共団体の職員となったものとみなして同項の規定を適用する。

- 14 昭和20年8月15日に現に附則第9項各号に掲げる者(救護員で戦 地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等 を除く。以下この項において「外地官署所属職員等 | という。) であっ た者で同日において本邦外にあったもののうち、昭和28年8月1日 以後においてその本邦に帰還した日から3年(特殊の事情があると 認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算 した期間。以下この項において同じ。)以内に職員となったもの又 は同年8年1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に 国又は他の地方公共団体の職員となり、引き続き国又は他の地方公 共団体の職員として在職した後引き続いて職員となったものについ ては、外地官署所属職員等であった期間は、その者の同年8月1日 以後において最初に開始する職員又は国又は他の地方公共団体の職 **員としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、国又は他の** 地方公共団体の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす場 合にあっては国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間に含 まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、 本邦に帰還した日から当該職員又は国又は他の地方公共団体の職員 としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことが ある者については、この限りでない。
- 15 前項に規定する者(未復員者に該当する者を除く。)の昭和28年 7月31日(同年8月1日以後に附則第9項第1号に規定する期間が 満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以 前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するもの

を除き、附則第7項及び附則第8項(これらの規定を附則第12項において準用する場合を含む。)並びに附則第11項及び附則第13項の規定を準用するほか、第7条第5項及び第6項並びに第7条の3の規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(附則第17項の特殊退職及び附則第18項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

- 16 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に国又は他の地 方公共団体の職員として在職し、同日後に引き続いて職員となった 者又は附則第14項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在 職期間中において職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在 職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の 支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国又は他の地方公共団 体の職員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に 対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第 6条から第6条の5まで、条例第29号による改正前の第7条の4第 2項及び附則第18項の規定にかかわらず、その者の退職の日におけ る給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合(附則 第18項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した 後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支 給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る 附則第18項において例による附則第16項第2号に掲げる割合とを合 計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。
 - (1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年佐賀県条例第62号)附則第6項並びに条例第29

改正後

号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職 手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の 当該給料月額に対する割合

- (2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例 の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎 となった勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期 間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定に おいて明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特 殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗 じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨て る。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期 間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(附則第10項 の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条 (25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職 した者であって任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者 に係る退職手当に関する部分を除く。) 若しくは第5条の規定に よる退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理 退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、第4 条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合 における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の 給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上した者については、 それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)
- 17 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあっては、整理退職に該当する退職を除く。
 - (1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合(国又は他の地方公共団体の職員が退職し、かつ、退職の

	I	
改正前		改正後
		5人 11人

- 日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた国又 は地方公共団体の国又は他の地方公共団体の職員となる場合を含 む。)の退職
- (2) 職員又は国又は他の地方公共団体の職員が任命権者の要請を受けて職員又は国又は他の地方公共団体の職員となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は国又は他の地方公共団体の職員となる場合(前号に該当する場合を除く。)の退職
- (3) 附則第7項各号又は附則第8項各号 (これらの規定を附則第 12項及び附則第15項において準用する場合を含む。) の退職
- (4) 附則第10項 (附則第12項において準用する場合を含む。) の退職
- (5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失
- 18 職員又は国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間(その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日(当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日)以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。)中において、昭和38年3月31日までの間に、職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職(整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。)をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員

又は他の地方公共団体の職員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第16項の規定の例による。この場合において、第7条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(条例第29号による改正前の第7条の4第1項の退職、附則第17項の特殊退職及び附則第18項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

- 19 この条例の適用を受ける職員であって、昭和20年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの(自己の意志により帰還していないものと認められる者及び昭和20年9月2日以後において、本邦にあった者を除く。)が恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)の規定によって退職したものとみなされたとき又は昭和28年8月1日以後死亡が確認されたときは、その者が昭和20年8月15日に受けていた給料月額(その額が別表左欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。)に対応する別表右欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした第4条の規定による退職手当(その退職の日が昭和28年7月31日以前の日であるときは、附則第3項の規定により従前の例による退職手当)を支給する。
- 20 未復員者の勤続期間の計算については、なお、従前の例による。 ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となった未復員者(第19条第 2項又は佐賀県職員の退職手当に関する条例及び佐賀県知事等の退

職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第49号。附則第23項において「条例第49号」という。)の規定による改正前の第14条第1項の規定の適用を受け、引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となり、引き続き国又は他の地方公共団体の職員として在職した後、引き続いて職員となった者を含む。)又は附則第14項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間(未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は国又は他の地方公共団体の職員としての昭和28年8月1日以前における勤続期間を含む。)の計算については、未復員者以外の職員の例による。

- 21 恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号 に掲げる職員に対する附則第19項に規定する退職手当は、当該職員 の家族で本邦に居住しているものがある場合において、その家族か ら請求があったときは、その家族に支給することができる。
- 22 第2条の2第1項から第3項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と「主として収入によって生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によって生計を維持していると認められるもの」と読み替えるものとする。
- 23 附則第19項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となって在職する場合又は第19条第2項若しくは条例第49号の規定による改正前の第14条第1項の規定の適用を受け引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となって在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号に掲げる者については、適用がなかったものとみなし、同項第3号に掲げる者については、適用

しないものとする。ただし、附則第19項の規定により支給された退職手当は返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となった在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。

- 24 昭和28年8月1日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは支給しない。
- 25 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間に退職した職員 で佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(昭和56年佐賀県条例 第31号)附則第9項に規定する職務の等級にあったものに対して支 給すべき退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条例によ る改正後の佐賀県職員給与条例別表第1が昭和56年4月1日から適 用されたものとした場合に当該職員が退職の日において受けるべき であった給料月額とする。
- 26 昭和60年4月1日に現に在職する職員で<u>旧専売公社</u>又は<u>旧電信電話公社</u>の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の<u>旧専売公社又は旧電信電話公社</u>の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 27 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、 引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き 日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合 又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続 いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信
- 3 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社 法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の 日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株 式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の 規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」と いう。)の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の 職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定 の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員と しての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

改正後

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、 引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き 日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合 又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続 いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信 電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び同年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

28 昭和62年4月1日に現に在職する職員で<u>旧日本国有鉄道</u>の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

29 略

30 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(<u>条例第29号</u>附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から<u>第5条の3</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第30項」とする。

電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び同年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

5 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 H

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年佐賀県条例第29号。次項及び附則第9項において「条例第29号」という。)附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3の2まで及び附則第18項から第31項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

- 31 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第29号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 32 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第29号附 則第7項の規定に該当する者を除く。)で第5条の規定に該当する 退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35年として<u>附則第30項</u>の規定の例により計算して得られる額とす る。

<u>33</u>~<u>37</u> 略

38 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規 定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条ま で及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で

改正後

この場合において、第6条の5第1項中「 \underline{NU} 前条」とあるのは、「 \underline{NU} 前条及び附則第7項」とする。

- 8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第29号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2<u>(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)並びに附則第21項及び第22項(附則第24項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第29号附 則第7項の規定に該当する者を除く。)で第5条<u>又は附則第19項</u>の 規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その 者の勤続期間を35年として<u>附則第7項</u>の規定の例により計算して得 られる額とする。

10~14 略

- 15 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に 俸給月額の減額改定(第5条の3の2の規定により読み替えられた 第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。)によりその者 の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後 の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当す る額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準 の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額 には、当該差額を含まないものとする。
- 16 今和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で

あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令でウ特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項定規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に第2号に掲げる者に相当する者として別に知事が定める者に該当規定する指導基準に照らして再就職を促進定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行めたもの(アに掲げる者を除く。)

うことが適当であると認めたもの」とする。

39 略

あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令でウ特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に第2号に掲げる者に相当する者として別に知事が定める者に該当規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行めたもの(アに掲げる者を除く。)

うことが適当であると認めたもの とする。

17 略

18 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳(佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第28号)による改正前の佐賀県職員の定年等に関する条例(以下「令和5年旧職員定年条例」という。)第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳)に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第

改正前	改正後
	19 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳(令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳)に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第19項」とする。 20 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。 (1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員 (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として別に知事が定める職員 21 佐賀県職員給与条例附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)附則第17項の規定による職員の給料月額の改定(次項において「給料月額7割改定」という。)は、給料月額の被額改定に該当しないものとする。 22 当分の間、第5条の2の規定の適用を受ける者のうち、基礎在職期間(同条第2項に規定する基礎在職期間をいう。)中に、給料月額7割改定をされた日(以下「7割改定減額日」という。)より前に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「特別特定減額日」という。)に当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(7割改定前給料月額(7割改定減額日の前日

改正前	改正後
ex.III.III	におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。)より多いものに限る。以下「特別特定減額前給料月額」という。)が退職日給料月額よりも多く、かつ、7割改定前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、別に知事が定める場合については、この限りでない。 (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 (2) 7割改定前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額アその者に対する退職手当の基本額が、7割改定減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割改定前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の7割改定前給料月額に対する割合 (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額アその者に対する退職手当の基本額が、第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合イ前号アに掲げる割合

改正前	改正後	
	次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
	読み替え 読み替えられる 読み替える字句 る規定 字句	
	附則第22 頂第1号 及び特別特定減額前給料月額及額前給料月額 並びに特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	
	対則第22 項第2号 月額に、	
	附則第22 項第2号 イ	

改正前	改正後	
	5条までの規定により計算した場 合の退職手当の基本額に相当する 額	
	附則第22 退職日給料月額 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、	
	24 附則第22項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、附則第22項中「第5条の2の規定」とあるのは「第5条の2(第5条の3の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定」と、「同条第2項」とあるのは「第5条の2第2項」と、「給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額の減額改定以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「その者の給料月額のうち」とあるのは「その者の俸給月額のうち」と、「7割改定前給料月額(7割改定減額日の前日におけるその者の給料月額を受けた場合にあっては、7割改定減額日の前日におけるその者の給料月額を受けた場合にあっては、7割改定減額日の前日におけるその者の給料月額)をいう。」と、同項並びに前項	

ルナン	ユニナメル
改正前	改正後
	の表附則第22項第1号の項及び附則第22項第2号イの項中「特別特
	定減額前給料月額」とあるのは「特別特定減額前俸給月額」と、附
	則第22項及び前項の表附則第22項第2号の項中「7割改定前給料月
	額」とあるのは「7割改定前俸給月額」と読み替えるものとする。
	25 附則第22項(前項において読み替えて準用する場合を含む。以下
	この項において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次
	の各号に掲げる附則第22項第2号イ(前項において読み替えて準用
	<u>する場合を含む。以下この項において同じ。)に掲げる割合の区分に</u>
	応じ当該各号に定める額を超えるときは、附則第22項の規定にかか
	わらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
	(1) 60以上 特別特定減額前給料月額(前項において読み替えて
	準用する場合にあっては、特別特定減額前俸給月額(同項の規定
	により読み替えられた附則第22項に規定する特別特定減額前俸給
	月額をいう。)。次号において同じ。) に60を乗じて得た額
	(2) 60未満 次のア又はイに掲げる附則第22項第2号ア(前項に
	おいて読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同
	じ。)に掲げる割合の区分に応じ次のア又はイに定める額
	ア 60以上 特別特定減額前給料月額に附則第22項第2号イに掲
	げる割合を乗じて得た額及び7割改定前給料月額(前項におい
	て読み替えて準用する場合にあっては、7割改定前俸給月額(同
	項の規定により読み替えられた附則第22項に規定する7割改定
	前俸給月額をいう。)。イにおいて同じ。)に60から当該割合を
	控除した割合を乗じて得た額の合計額 (2014) 特別特合は哲学が以上第274別第2077年 0月 / 121月
	<u>イ 60未満 特別特定減額前給料月額に附則第22項第2号イに掲</u>
	げる割合を乗じて得た額、7割改定前給料月額に同号アに掲げて出るから、日日ノに担ばて割るた故のした割合なる。
	る割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
	及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割

改正前		<u>ਰ</u>	女正後
	 合を乗じて得た額の合計額 26 第5条の3に規定する者に対する前項の規定の適用については、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
	読み替え る規定 附則第25	読み替えられる 字句 附則第22項(読み替える字句 附則第23項の規定により読み替え
	<u>項</u>	附則第22項第2	て適用する附則第22項 (附則第23項の規定により読み替え
		<u>号イ</u> 附則第22項の	て適用する附則第22項第2号イ 附則第23項の規定により読み替え
	附則第25	特別特定減額前	て適用する附則第22項の 特別特定減額前給料月額(前項に
	項第1号	給料月額(前項 において読み替 えて準用する場	おいて読み替えて準用する場合に あっては、特別特定減額前俸給月 額(同項の規定により読み替えら
		合にあっては、特別特定減額前	れた附則第22項に規定する特別特定減額前俸給月額をいう。)。以
		権給月額(同項 の規定により読 み替えられた附	下この項において同じ。)及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に
		<u>則第22項に規定</u> する特別特定減	係る定年と退職の日以後の最初の 3月31日におけるその者の年齢
		額前俸給月額をいう。)。次号に	との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計

改正前	改正後			
			おいて同じ。)	<u>額</u>
	1 1 '	<u>附則第25</u> 項第2号	特別特定減額前 給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別 特定減額前給料月額に退職の日に
	1 1 7	<u>ア</u>		おいて定められているその者に係
				る定年と退職の日以後の最初の3
				月31日におけるその者の年齢との
				差に相当する年数1年につき100
				分の2を乗じて得た額の合計額
			及び7割改定前	並びに7割改定前給料月額(前項
			給料月額(前項	において読み替えて準用する場合
			において読み替	にあっては、7割改定前俸給月額
			えて準用する場	(同項の規定により読み替えられ
			合にあっては、7	た附則第22項に規定する7割改定
			割改定前俸給月	前俸給月額をいう。)。以下この
			額(同項の規定	項において同じ。)及び7割改定
			により読み替え	前給料月額に退職の日において定
			られた附則第22	められているその者に係る定年と
			項に規定する7	退職の日以後の最初の3月31日に
			割改定前俸給月	おけるその者の年齢との差に相当
			額をいう。)。イ	する年数1年につき100分の2を
			において同じ。)	乗じて得た額の合計額
			当該割合	当該附則第23項の規定により読み
				替えて適用する附則第22項第2号
				イに掲げる割合
		附則第25	特別特定減額前	特別特定減額前給料月額及び特別
		項第2号	給料月額	特定減額前給料月額に退職の日に

改正前	改正後
	おいて定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

改正前	改正後
改正前	改正後 28 当分の間、第5条第1項に規定するその者の非違によることなく 動奨を受けて退職した者に対する第5条の3、第5条の3の2、第 6条の3並びに附則第23項、第24項及び第26項の規定の適用については、第5条の3本文中「佐賀県職員の定年等に関する条例第2条 に規定する定年退職日」とあるのは「定年(佐賀県職員の定年等に 関する条例の一部を改正する条例(今和4年佐賀県、全國第28号)に よる改正前の佐賀県職員の定年等に関する条例(以下「令和5年旧職員定年条例」という。)第3条第2号に掲げる職員に相当する職員及び附則第20項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、今和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては63歳とし、附則第20項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、附則第20項第2号に掲げる職員にあっては30に達した日以後の最初の3月31日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項、第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第1号の項及び第6条の2第1号の項及び第6条の2第1号の項及び第6条の2第1号の項及び第6条の2第1号の項及び第6条の2第1号の項及び附則第22項第2号の項及び附則第22項第3号の項並びに 附則第26項の表附則第25項第1号の項、附則第25項第2号アの項及び附則第25項第2号イの項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員及び附則第20項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員及び附則第20項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、附則第20項第2号に掲げる職員に相当する職員と、所則第20項第2号に掲げる職員にあっては65歳とし、附則第20項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、附則第20項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、附則第20項第2号に掲げる職員にあっては別に知事が定める年齢との差に相当する年数

改正前	改正後	
	1年につき」とする。 29 当分の間、第5条第1項に規定する者(職した者であって任命権者が知事の承認をする第5条の3及び第5条の3の2の規定条の3本文中「15年を」とあるのは「10年の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文められているその者に係る定年」とあるの掲げる字句とする。 令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員及び附則第20項各号に掲げる職員以外の者令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員	 (4) たものを除く。)に対きの適用については、第5 (5) を」とするほか、次の表中「退職の日において定じまれぞれ同表の右欄にはそれぞれ同表の右欄に (6) 歳 (6) 歳 (5) 歳 別に知事が定める年齢 若しくは定数の改廃若し生することにより退職したといるのとは公務上の傷病又は公務上の傷病又は公務上の傷病又は必務上の傷病又は必務上の傷病では、第5条でに退職したときに適用については、第5条に適用については、第5条に適用については、第5条の項及び第5の表第6条の項、第6条項中「100分の2」とある。

改正前	改正後
別表 昭和20年8月15日現在の俸給の月額 新俸給月額 40円 6,000円 45 6,200 50 6,650 55 7,150	の右欄に掲げる年齢と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 31 当分の間、第5条第1項に規定する職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であって、附則第29項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ旧定年退職日の前年の3月31日後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2、第6条の3並びに附則第23項、第24項及び第26項の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2の規定の適用については、第5条の2第1項第2号の項、第6条の2第1項第2号の項及び第6条の2第2号の項、附則第23項の表附則第22項第1号の項、附則第22項第2号の項及び附則第25項第2号のの項及び附則第25項第2号のの項及び附則第25項第2号子の項及び附則第25項第3号の項並びに附則第26項の表附則第25項第1号の項、附則第25項第2号子の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

改正前		改正後
65 75 85 95 105 115 125 135 145 160 175 190 205 220 240 260 280	7,650 8,150 8,650 9,250 9,850 10,650 11,550 12,450 13,400 14,600 15,800 16,400 17,800 18,500 20,000 21,600 23,300	改正後
300 320 360 400 440 480 520	25,100 27,300 29,500 31,900 34,500 38,800 44,800	

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

第2条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年佐賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

附則

$1 \sim 4$ 略

- 5 適用日に在職する職員(適用日にこの条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の4第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に新条例第7条第5項に規定する国又は他の地方公共団体の職員(以下「国又は他の地方公共団体の職員」という。)として在職する者で、指定法人職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
- 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例</u>第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は<u>新条</u>例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例</u>第5条の規定 に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対す る退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として

附則

1~4 略

- 5 適用日に在職する職員(適用日にこの条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の4第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に新条例第7条第5項に規定する国又は他の地方公共団体の職員(以下「国又は他の地方公共団体の職員」という。)として在職する者で、指定法人職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に佐賀県職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第18項若しくは第19項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3の2まで及び附則第18項から第31項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
- 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に佐賀県職員の退職手 当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、そ の勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額 は、当分の間、同項又は同条例第5条の2(同条例第5条の3の2 において読み替えて準用する場合を含む。)並びに附則第21項及び 第22項(附則第24項において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>佐賀県職員の退職手当に関する条例</u>第5条<u>又は附則第19項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額

附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第62号附則第6項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第62号による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9~13 略

- 14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第62号附則第6項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。
 - (1) <u>新条例</u>第2条の4から<u>第5条の3</u>まで及び第6条から第6条 の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から 第8項までの規定により計算した額
 - (2) 略

改正後

は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第62号附則第6項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、佐賀県職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第62号による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と佐賀県職員の退職手当に関する条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9~13 略

- 14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する佐賀県職員の退職手当に関する条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第62号附則第6項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。
 - (1) 佐賀県職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3 の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項 並びにこの条例附則第5項から第8項までの規定により計算した 額
 - (2) 略

改正前	改正後
15~39 略	15 ~ 39 略

第3条 佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年佐賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附則	附則
1~3 略	1~3 略
4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で佐賀県職員の 退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたも のに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者 が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その 者の勤続期間を35年として同条例 <u>附則第30項</u> の規定の例により計算 して得られる額とする。 5 略	4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で佐賀県職員の 退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたも のに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者 が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その 者の勤続期間を35年として同条例 <u>附則第7項</u> の規定の例により計算 して得られる額とする。 5 略

第4条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年佐賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の	第2条 職員が新制度適用職員 (職員であって、その者がこの条例の
施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこ	施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこ
の条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下	の条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下
「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることと	「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることと
なる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者	なる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者
が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したも	が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したも
のとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料	のとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料

月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当 に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2ま で、第6条及び附則第30項から第32項まで、附則第7条の規定によ る改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条 例(昭和37年佐賀県条例第62号。以下この条及び次条において「条 例第62号 | という。) 附則第6項、附則第8条の規定による改正前 の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48年佐賀県条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」 という。) 附則第5項から第8項まで、佐賀県職員の退職手当に関 する条例の一部を改正する条例(昭和59年佐賀県条例第4号。次条 において「条例第4号 | という。) 附則第3項並びに附則第9条の 規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改 正する条例(平成15年佐賀県条例第37号。以下この条及び次条にお いて「条例第37号 | という。) 附則第4項の規定により計算した額(当 該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によら ずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したも のにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をした ものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附 則第30項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分 の83.7 (当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死 亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以 下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっ ては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第 5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第30項から 第32項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改 正後の条例第62号附則第6項、条例第29号附則第5項から第8項ま で並びに条例第37号附則第4項の規定により計算した退職手当の額

月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当 に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2ま で、第6条及び附則第30項から第32項まで、附則第7条の規定によ る改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条 例(昭和37年佐賀県条例第62号。以下この条及び次条において「条 例第62号 | という。) 附則第6項、附則第8条の規定による改正前 の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48年佐賀県条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」 という。) 附則第5項から第8項まで、佐賀県職員の退職手当に関 する条例の一部を改正する条例(昭和59年佐賀県条例第4号。次条 において「条例第4号 | という。) 附則第3項並びに附則第9条の 規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改 正する条例(平成15年佐賀県条例第37号。以下この条及び次条にお いて「条例第37号 | という。) 附則第4項の規定により計算した額(当 該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によら ずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したも のにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をした ものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附 則第30項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分 の83.7 (当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死 亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以 下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっ ては、104分の83.7) を乗じて得た額が、佐賀県職員の退職手当に関 する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条 の5まで並びに附則第7項から第9項まで、附則第4条、附則第5 条、附則第7条の規定による改正後の条例第62号附則第6項、条例 第29号附則第5項から第8項まで並びに条例第37号附則第4項の規

改正前	改正後
(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
2 略	2 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第10条第4項及び附則第38項の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中第10条第11項の改正規定 令和4年10月1日 (経過措置)
- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)又は暫定再任用短時間勤務職員(同法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)に対する第1条の規定による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「任期を定めて採用された職員」とあるのは、「任期を定めて採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。
- 3 暫定再任用職員に対する新条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「及び同法第22条の4第1項」とあるのは、「、同法第22条の4 第1項及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)第4条第1項又は第2項」とする。
- 4 新条例第10条第4項の規定は、第1項第1号に掲げる施行の日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の別に知事が定める職員に該当するに至った者について適用する。